

# 北海道選挙管理委員会事務局胆振支所ツイッター運用ポリシー

## 第1 目 的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを北海道選挙管理委員会事務局胆振支所（以下、「胆振支所」という。）の選挙啓発に係る広報媒体として活用し、選挙制度の周知や投票参加の促進に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

## 第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- （１）ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- （２）アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- （３）ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- （４）リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- （５）リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- （６）フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 第3 運用主体

北海道選挙管理委員会事務局胆振支所ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運営主体は、胆振支所とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートをを行う。

2 アカウント名は、『iburisenkan』とする。

## 第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、第6（１）～（４）に定める各選挙の告示後から選挙当日の間は、土日祝日においても行うものとする。

## 第5 意思決定

ツイートをすることは、胆振支所主幹（地域政策課主幹）の決裁を得て行う。

## 第6 ツイート内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- （１）衆議院議員総選挙に関する情報
- （２）参議院議員通常選挙に関する情報
- （３）統一地方選挙に関する情報
- （４）管内市町選挙に関する情報
- （５）その他、公職選挙法や政治資金規正法に関する事項で、胆振支所主幹（地域政策課主幹）が特に必要と認めるもの

## 第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。

## 第8 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ツイートの削除等を行う場合がある。

- ・ 公序良俗に反する内容
- ・ 違法または反社会的な内容
- ・ 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- ・ 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- ・ 北海道や胆振地域、若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける内容
- ・ 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- ・ 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- ・ 独断的、断定的な表現を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- ・ 本ツイッターの趣旨に関係の無い内容
- ・ その他胆振支所が不適切と判断した内容

## 第9 運用留意事項

本ツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 道が策定した本ツイッター運用ポリシーは、北海道公式ウェブサイトに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- (8) オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「# CCBY」を付けて投稿する。  
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/opendata.kityaku.pdf>) を参照すること。

## 第10 本ツイッターに対する問い合わせ

北海道胆振総合振興局公式ウェブサイトトップページ下段の「お問い合わせ」から受け付ける。

## 第11 その他

その他、この本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、胆振支所主幹（地域政策課主幹）が別に定める。

## 附則

この運用ポリシーは、2019年3月14日から施行する。